

総 会 会 議 録

令和元年6月

令和元年6月11日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 令和元年6月11日(火)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時55分
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 掲司、
中嶋 道博、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、
小嶋 保徳、石田 弘司 12名

欠席 市田 嘉則、古橋 隆三 2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、枘田 益一、糸井 久和、
和田 隆、田中 茂嗣、品川 泰志、荻野 有信 9名

欠席 溝口 喜順 1名

合計 出席21、欠席3名

事務局員 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第6号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
- 日程第5 議案第7号 農用地利用配分計画に係る意見について

〔藤井会長〕 おはようございます。

ただ今から6月の定例総会を開催します。暑い中ではありますが、スムーズ

な議事進行に御協力をお願いします。

最初に、出席委員ですが、24名中21名です。欠席委員は、市田委員、古橋委員、溝口委員です。過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名します。宮崎職務代理、尾関委員をお願いします。

〔藤井会長〕 次に、日程第2 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。

〔小山主査〕 お手元の資料3ページをお願いします。

議案第4号です。農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について、下記の申請人より農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

大字岩ヶ鼻※※番地ほか2筆、計3筆です。登記簿地目はいずれも田、面積は3筆で※※㎡です。

権利種別は、3条の有償移転となります。

譲渡人は、※※様、申請事由は※※氏のお父様が高齢により、営農が困難となったためです。譲受人は※※様。申請事由は、譲渡人からの申出を受け、これを受諾したいためです。

次に、大字由良※※番地ほか2筆、計3筆です。登記簿地目はいずれも畑、面積は3筆合わせて※※㎡です。

譲渡人は、※※様、以上※人の方です。申請事由は、農業経営を拡大するためです。

養老の案件は、地図の5ページ、現地写真は7ページの上段と中段に掲載しております。

8ページをお願いします。本案件に係る調査書となっております。第2項第5号下限面積ですが、宮津市の下限面積30aを超える※※㎡となっております。また、第2項第7号の地域調和についてですが、申請地は、譲受人の自宅に近接し、周辺農地の農業上の利用に特大影響を及ぼさないものと考えております。現地立会は、3月25日に小嶋委員、品川推進委員、大銅前事務局長及び小山主査で行いました。

9ページをお願いします。由良に係る調書ですが、同様に、第2項第5号下限面積ですが、宮津市の下限面積30aを超える※※㎡となっております。また、第2項第7号の地域調和についてですが、申請地は、譲受人の自宅に近接し、周辺農地の農業上の利用に特大影響を及ぼさないものと考えております。

現地立会は、5月21日に藤井会長、柘田推進委員、小西事務局長及び小山主査で行いました。

外垣、岩ヶ鼻の件は、3月に申請がありましたが、現地に中間管理権の設定がされており、これの解約が必要で、今月の審査となりました。

由良の案件につきましては、もともと耕作放棄地であったところを譲受人が現在耕作しております、7ページの写真のとおり奥側に栗の木が10本程度植え付けられていました。今後は、果樹等を植えると伺っております。

議案第4号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただいまの説明に関連し、担当委員より補足説明を受けます。養老は小嶋委員から説明をお願いします。

〔小嶋委員〕 7ページの写真のように※※番については、現在、水稻が植わっており、別の方がやっておられます。1069、1070-1は、一枚の田んぼになっており、せんごく営農組合が耕作しておりますが、隣接でも柘岡さんが耕作されるところがあり、問題ないと考えております。

〔藤井会長〕 由良については、国道付近に2筆、奥に1筆あります。7ページの写真の手前が国道です。かなり放棄地であったところですが、新たに栗の木が植えられています。特に周辺への影響はございません。

2件まとめて、御意見はありませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 議案第4号につきまして、異議なしと認めて許可してよろしいか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 それでは、議案第4号については許可することとします。次に、議案第5号「非農地証明交付申請について」説明をお願いします。

〔小山主査〕 資料10ページをお願いします。議案第5号です。「非農地証明交付申請の承認について」です。1番、字溝尻※※番地ほか1筆、所有者は※※様。地目は田、面積は※※㎡、所有者は※※様、非農地の事由ですが、50-1は平成17年以降、51-1は平成15年以降耕作をされていません。

2番です。字上司※※番地、地目は田、面積は※※㎡、所有者は※※様、非農地の事由ですが、平成16年以降耕作をされていません。具体の場所は、地図を1番は11ページに、2番は12ページに掲載しております。また、現地の写真を1番は、13ページから。社屋を除いた土地が申請地です。14ページには2番の現地写真で市民球場を降りたところ、丹後鉄道の線路を跨いだところになります。

溝尻の案件は、現地立会で申請者にも立ち会っていただいております。社屋の建築当時から申請地が農地であった期間はなく、長らく宅地として固定資産税の課税を受けていることを確認しております。

議案第5号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 議案第5号について補足説明をお願いします。

〔宮崎職務代理〕 5月21日に古橋委員の代理で立ち会いました。11ページの図面のおり以前から農地として使用していないということで特に問題ないと思います。どちらかといえば申請が遅かったくらいです。

〔中嶋委員〕 5月21日に荒砂推進委員と現地立会をしております。位置図は12ページ。この写真の隣接の用地につきましては、平成30年11月の定例総会で非農地証明を発行した場所で、ここについても問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

〔藤井会長〕 それでは、議案第5号について何か御意見、御質問等ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 議案第5号につきまして、証明書を交付してよろしいか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 議案第5号につきましては、証明書を交付します。

〔藤井会長〕 次に、日程第4 議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定）について」及び日程第5 議案第7号「農用地利用配分計画に係る意見につい

て」を議題とします。今回は、農地中間管理機構を介した農地の貸借の設定について、市長より意見を求められています。お手元にあります配付資料のとおり、議案第7号の当事者である荒砂推進委員は、ここで一旦、御退席をいただきますようお願いいたします。

〔小山主査〕 15ページをお願いします。議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について議決を求めます。今回3件ございます。1番、2番は通常の設定です。3番は、農地中間管理機構を介した貸借です。15ページ3番の案件と16ページの案件については同じ筆です。

荒砂推進委員は、農事組合法人久理陀ファームの関係者であり、御退席いただきました。議案第6号及び議案第7号に係る説明は以上となります。御意見を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 これより、議案第6号及び第7号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔柘田推進委員〕 オリーブのところの期間が4年10か月となっていますが、オリーブはそんな期間ではできないはず。設定はどういった形になっているのか。

〔藤井会長〕 お話を聞いた際、※※さんがされるところですが、お互いの話合いでやっておられます。こちらが立ち入りできないところ。話合いの中で決定していくものであり、こちらから10年でないと駄目とか、オリーブは10年とするとかは設定できません。期間が短いことは一応伝えています。

〔柘田推進委員〕 短い期間であり、水稻ならばよいが、疑問に思います。

〔藤井会長〕 その他ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 議案第6号については、決定してよろしいですか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 議案第6号については、決定し、第7号については意見なしと認め

ます。荒砂推進委員の入室をお願いします。

[藤井会長] 以上で、議事日程は全て終了しました。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長

後井 忠

委 員

宮崎 強

委 員

尾関 孝正

記 録 者

小西 正樹